

入札監理小委員会における審議の結果報告

水質汚濁物質排出量総合調査及び 水質汚濁防止法等の施行状況調査

環境省所管の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、報告書の作成に係る業務について、平成21年7月から2年9か月間の契約により、民間競争入札の落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、環境省より提出された実施要項（案）について、入札監理小委員会において審議したのでその結果を以下のとおり報告する。

民間事業者からの報告について（実施要項12頁）

【論点】

民間事業者からの定期的な報告についての定めは、適切か。

【対応】

民間事業者からの定期的な報告の提出方法や提出時期について、実施要項では環境省と民間事業者があらかじめ協議の上決定することとされているが、民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつ、実施状況を的確に把握するとともに、各工程の遂行の成果が明らかになるようにすることを確認した。

以 上